

議案第 12 号

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営住宅設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 210 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(住宅入居の手続) 第 12 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 規則で定める資格を有する連帯保証人 1 人以上の連署する請書を提出すること。 (2) 略 2～6 略</p>	<p>(住宅入居の手続) 第 12 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 規則で定める資格を有する連帯保証人 2 人の連署する請書を提出すること。 (2) 略 2～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。